

第 2 3 回議会運営委員会記録

平成 3 0 年 1 0 月 1 7 日

【開催日】 平成30年10月17日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前11時36分

【出席委員】

委員長	大井 淳一朗	副委員長	笹木 慶之
委員	奥 良 秀	委員	河野 朋子
委員	高松 秀樹		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

副議長	矢田 松夫	議員	山田 伸幸
-----	-------	----	-------

【事務局出席者】

事務局長	中村 聡	事務局次長	石田 隆
議事係長	中村 潤之介		

【付議事項】

- 1 市議会モニターからの意見について・・・資料1、2
- 2 議運決定事項の報告方法について・・・資料3
- 3 その他

午前10時 開会

大井淳一朗委員長 ただいまより第23回議会運営委員会を開会いたします。

お手元にあります付議事項に従って進めてまいりますので、委員会運営に御協力のほどよろしくお願いたします。それではまず付議事項1点目、市議会モニターからの意見についてです。資料1と2ですが、まず資料1を御覧ください。これは昨年度、市議会モニターが最後の総括意見に対しての回答ということで、前回の議会運営委員会におきまして議会運営委員会としての回答は決定したところですが、広聴特別委員会に依頼しておりました件について回答が返ってきました。それも併せての

最終的なものです。これについては、既にメール等で文面について目を通していただいていると思いますが、これを最終的な回答と決定したいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、昨年度の件については以上といたします。

中村議会事務局議事係長 今回の資料1の件ですが、この中の広聴特別委員会にお返したところ、4ページから5ページのところだと思っておりますが、頂いた意見を協議した結果、モニターの意見のホームページへの掲載については、提出日を記載し全文を掲載しますということで、提出日も入れてホームページには載せるということをつけ加えておきます。

大井淳一郎委員長 続きまして、今年度ということで資料2を御覧ください。

資料2、広聴特別委員会が担当ということで、そちらに提出された意見の中で、これは議会運営委員会に協議してもらったほうがいいんじゃないかということで、こちらのほうに来たものです。こちらで協議をし、その回答を広聴特別委員会にお返しするというので、広聴特別委員会のほうで最終的な決定をしていただきますけれども、まずは議会運営委員会に対して割り振りが来たものについて回答するという事です。8月31日までを締切りとしてそこまでに出了もののうち、議会運営委員会の中で協議するという事で来ております。資料2はそのまま抜粋となっております。1番から7番までありますが、例えば5番から7番は同じ件ですので、この辺は一緒になると思いますが、まず1番から4番までを皆さん中で持って帰っていただいております、ある程度お考えがまとまっていると思いますので、そのことも含めて御意見をお伺いしたいと思います。それでは一つ一つ見ていきましょう。昨年意見として出たということで、一般質問の件です。読み上げましょう。昨年意見として出た担当部課に聞けば済む話をなぜ一般質問で聞くのかについての回答は、一般質問は執行機関を監視し適正な行政運営を確保するためにも重要な役割を持っています。このことを全議員が念頭に置き、質問できるように努めてまいりますとあったが、その後の取組と成果について具体

的な説明を求める、ということです。これについてですが、一般質問についてこのような回答したんだが、その後どうなったかということです。議会運営委員会の中でその後議論はしていないと思いますが、今後の方向性について、皆さんの中で意見があればと思います。いかがでしょうか。まず、委員の中で1番についての考え。

高松秀樹委員 今、委員長が言われたように、その後の取組と成果について具体的な説明をというところは、これはもちろん何もやっていないんですよ。改選前からこういう意見があって、改選前のいわゆる特別委員会だったのか何なのかで取り上げたことがあると思うんですが、過去はどういう取組を行ってきたのかを最初に教えてほしいと思います。

大井淳一郎委員長 これまでもこのような意見がありましたので、これについては一般質問の在り方について考えなきゃいけないということで、龍谷大学の土山先生をお呼びして質問力研修を行いました。改選前の話です。午前中は、一般質問とはこういうものだということについての講義、午後は、全議員ではないんですが議員の中で希望者を募って、その人の一般質問においてうまくいかなかった部分を出してもらって、そこで土山先生に見てもらって協議するということなんです。最終的には6人か7人だったと思います。二人の議員の一般質問をチェックしたという構成でした。前半は全議員ということです。その中で一般質問とはこういうものだということについて勉強したということです。そういう研修はしております。改選後はしていません。

高松秀樹委員 質問力研修という名前だったと思うんですが、改選前にその研修をして現実的にどういう成果が上がったのか、それとも上がらなかったのか教えていただければと思います。

大井淳一郎委員長 私の立場としてはこの人の質問が良くなった悪かったっていうのは言えないですが、ただ、一般質問というのはこういうものだ

いう一つの指針はあるとしても、絶対こうでなきゃいけないということはないということもありまして、難しいところなんですよね、議員のスタイルもありますので。だから、いわゆる窓口質問はいけませんよ、窓口質問というのは公表されている数字を聞く質問なんですけれども、それを聞くことで次の質問につなげるというパターンもありますので、一概にも窓口質問というか数字を聞く質問が全部悪いというわけでもないんです。全てがどうってわけではないんですが、ただ一定の方向性でこういう質問はよくないですよと、一般質問はこういうふうにしなきゃいけませんよっていう研修は積んできたんですが、具体的にどの議員がどうなったかという私の感想を言うにはいかないので、何とも言えないところなんです。

河野朋子委員 実際、研修を受けましたし、その後の自分を含めて一般質問を経験したのを振り返ってみると、確かに一般質問はそもそもどういうものなのかという研修自体、恥ずかしながら初めて受けたんです。議員になって10年近くたって初めて受けたということ自体、こういうのって早い時期にきちんとそういった基本的な考え方とかを受けたほうがよかったなというのが率直な感想でした。それを受けたからといって一般質問が急に変わるかと言われたらなかなか難しいし、相手は執行部でテーマもそのときそのときで変わりますので、上達するかと言われたらちょっと自分としても何て言ったらいいか分かりませんが、確かにどういう手法でやって最終的にどういうものを求めてということを中心に基本を知るといえるのは大事だなと思いましたので、そういった研修は早い時期にしたほうがよかったかなというのは思いました。改選も挟んでメンバーもかなり替わりましたし新人さんも今回たくさん出られていますので、今それがどのように成果が表れたかと言われると、正直言ってそんなに急に成果が表れたとは思えませんが、これも地道にやっていくしかないし、会派とかそういったグループで反省というか振り返りをし、お互いに言いにくいことも言うとか自分だけで満足するのではなくて、仲間のそういったところを指摘し合うとかをしない限りは、幾

ら講義を受けても上達しませんし、でもそういった基本をきちんと押さえてするということが大変意義があることですので、こういうことを繰り返してやっていく中で、申し訳ないですがここで取組と成果と急に言われてもそこまでまだ到達していないし、日々やっていくしかないのかなと感じました。

奥良秀委員 私のところなんかは、初めて一般質問をした者ばかりで皆さんの一般質問を聞きながら、若しくは議員になる前に一般質問がどういうものかを見ながら自分たちがどういうふうにやればいいのかということを見よう見まねでやっていました。私たちの会派の中では、一般質問をする前に打合せをして、どういうふうな一般質問をすればいい内容が引き出せるとかの勉強会もしていますし、なおかつ終わった後も反省会みたいな感じで、あそこをこうすればよかったねという話はさせてもらっていますので、今回こういうふうに改選前にその勉強会をするしない、いろいろあると思うんですが、するに越したことはないと思いますが、あとは議員が向上しようと思う心があるのかなのかの心掛け一つなのかなと思います。勉強したければ、そういうふうな講習を個人的でも受けられますし会派の中でも受けられますので、その辺を議運としてどういうふうに考えていくかというよりも、まずは議員一人一人が考えていけばいいのかと。余りここで、先ほど委員長が言われた窓口質問がうんぬんかんぬんというところも、その個人の一般質問のやり方だと思うんですね。だからそれを規制するのであれば、もう一人70分、一般質問の時間与えられているものを全部縛っていくようになってしまいますので、それが駄目だよ、いいよというのはないと思うんですが、いかがでしょうか。

大井淳一郎委員長 奥委員の言われるように、議員個々でやっていると思います。私も、ネット中継をどこもやっていますので、そういうのを見たりして、自分が一般質問をしたいところと同じテーマをしているところがあるときには、こういう聞き方をするんだというように参考にはしてい

ます。それが実になっているかどうかは別にして。そのような個々の努力によってある程度できるんですけども、ある程度の指針といったもの、特に改選後の議員に対しては、例えば改選前にした研修の資料とか情報を共有するということが最低限しないといけないかなと思っています。研修をするかどうかは、今高松委員が言われるように研修してどのような意味があったのかということもありますので、直ちに検証するというのは即答できないところもあるんですが、ただ少なくとも研修の資料等を改選後の新人議員に全て渡していないと思いますので、そういった情報の共有というのは最低限して、後はどのようにするかっていうのはもう個々の議員の自主性に委ねられているのかなと思います。

中村議会事務局長　今言われました8人の新しく議員になられた方につきましては、江藤先生と中村健先生と土山先生による研修会における会議録を新人研修のときにお配りして、読んでいただくようにしております。

大井淳一郎委員長　失礼しました。既に、新人議員にはそのような資料が行っているということでした。

笹木慶之副委員長　先ほど来から出ておりますが、この最後の、取組と成果については大変難しい問題だと思うんです。取組というのは先ほどから出ておりますように、要は質問者が何を求めてどのような発言をするかということから入っていくわけですが、これはやはり自分の自己研さんから行かないと、人の言われた部分はもちろん参考にしながらも、いきなりそれが自分のものになるわけではないわけで、自分が何を質問して何を求めていくのかということをはっきり絞って、導入から、解決と言ったらおかしいですが最後のところまで持っていくということなんですけれど、人のことは別として私自身は自分が質問したモニターを何度も繰り返し見て、ここはもう少し言ったほうがよかったかなというところもありますが、さっき言いましたようにどこまで何を求めるかというところで、これは個人差がありますのでなかなか難しいところだと思います。

ます。ただ、聞いておられるほうは、かなり主観的な部分も多分にありますからなかなか難しい面もあるかと思いますが、いずれにしても一般質問の本質といいますか一般質問は何かというのが、確かにはっきりしたものはないんですが、しかしそれはやはり執行と議会との関わりの中で、一般質問の持っている意味合いをしっかりと受け止めながら本質に迫っていくということを、自らが学ばないとしようがないんじゃないかなと思うんです。極端な言い方をすると、委員長と私はあるテーマでもって思っていること、あるいは政策など考えていることは全く一緒じゃないわけで違うところもありますから、そうするとどうしても聞き方も結び方も変わってくるというか。だから、要はただ聞き置くといいますか、さっき委員長が言われたように数字を聞くとか、あるいは行事はどんなものがあったのかだけを聞いてそこでとどまるんではなしに、それを基にして次へ展開して行って、それをいかに実践に反映させていくといいますか、そういう一つの展開が必要じゃないかなと。だから、一つの文章といいますか論文を書くのと同じように、起承転結のような関わりの中で物事を進めていかないとと思っていますけれども、ただこれを一様に、研修をしたから理解したとなるんだという、なかなかそうはならんんじゃないかなと。根気の要る仕事じゃないかなと思います。

河野朋子委員 多分、これはモニターからの意見でどういう趣旨で出たかという、やはりあれだけの時間と労力というか、執行部にしてもあれだけの人たちに議場に出てきていただいて、議員も70分も使って、そういったことを考えると、時間とかそういうことを無駄にしてほしくないという考えだと思うんです。何のためにやっているのかって、やはり市民のためにやっているんだし、そこにそれだけのエネルギーを使うだけの価値があるのかという趣旨での質問、投げ掛けだと思うので、議員それぞれが今言われるように自覚して、少しでも自分の一般質問が意義のあるようなものにしていくということを日々自覚するしかないんだと思いますし、そのためには私はそういう基礎知識は最低限必要だし、それプラスそれぞれが会派なりグループなりで研さんしていくことを自覚して

続けていくというようなことをお答えする以外ないと思います。確かに、無駄な時間とか、本当に意味があるんですかというモニターからの率直な投げ掛けだと思って、それぞれが意義のある70分を使いましょうという自覚しかないのかなと思いますけれど。

高松秀樹委員 河野委員、笹木副委員長とほぼ同意見なんです。もちろん、自己の責任だと思います。しかしながら、新人も今回いらっしゃるんで、新人に対しては一定の研修が必要だと思っていましたら、局長が既にその研修は済ませておるとのことなので、あとはもちろん自分が学んで自分の責任でやるということなんですけれども、議会運営を見てみると、一般質問にふさわしくない質問又は一般質問にふさわしくない形式で質問される場合もあると思います。その場合に、やっぱり議長が即時対応すること、本会議場の運営なんで。プラスそれを受けて議会運営委員会で取り上げていくことが重要なのかなという気がしています。議会が議員個人の資質を高めるなんてことはふさわしくないと思っているんですが、そういうことも含めて議長又は議運として問題視をしていくというところぐらいかなという気がしています。

大井淳一郎委員長 高松委員がおっしゃるように、改選前は割かし議長のほうが、例えば議員が自分の主張を5分も10分も言いよったら止めて、質問してくださいと言って議事整理権を発動されていました。そういう議長の議事整理権も必要だし、具体例を言うとあれなんですけれど、議運のほうでも問題にして削除したり訂正させたりというのはありました、改選前はですね。そういったこと、だから本人は悪いと思って質問していないので、そうやって指摘することで良くなるというか正しい方向に持っていくということもありますんで、高松委員が言われるようにそういった面からのことも積極的にやっていかななくてはいけないということもあります。基本的には自己の責任であるけれども、基本的な考えは情報共有しなければいけない。そして、議事整理権や議運で取り上げることで促すという形で回答していきたいと思っています。それでは2番に

行きましょう。読み上げます。昨年意見として出た議員報酬と政務活動費についての質問に対する回答は、今後の議論の参考にさせていただきますとあったが、その後の議論又は取組はどのようなものであったか具体的な説明を求める、ということです。議員報酬と政務活動費につきましては、議会のあり方調査特別委員会の最終報告が出ておりまして、議員報酬については報酬審において一定の結論が出ているところですが、それに対して政務活動費については月額6,000円、年額7万2,000円というのは、十分な議員活動を行うのに足りていないと言えないということで増額すべきであるという考えでまとまっているようです。検討結果とすれば、そういった金額だけではなく議員報酬、政務活動費そのものについてどうあるべきかというところからの検討が必要であるということで、議員のみの検討ではなく学識経験者、市民などの意見も聞く必要があります、そのための議会独自の附属機関を設置すべきである。しかしながら、現状については附属機関等については不明確であり、今後、先進地の視察を含めて更に検討が必要であるとなっております。ちなみに、議会アドバイザーを受けていただいております江藤教授の意見を読み上げますと、議会が附属機関を設置し検討することは可能だが、現在の議員報酬決定のルールとして特別職報酬等審議会の答申を経て決定ということがある中で、議会の附属機関だけで決めるということは今の段階では若干ルールから逸脱する。したがって、議会側から首長に提案し、それも含めて特別職報酬等審議会で議論してもらうほうがよい、ということがあります。この報酬審については、前はなかったんですがその前のときに私と当時の局長が報酬審のところで、議員の活動の実態等について説明をし質問等を受けた経緯があります。それを踏まえて報酬審の答申が出ております。報酬審との関係もありますので、私たちだけで報酬を決めるというのは、お手盛りの弊害じゃないかという指摘も当時はなされております。この報酬と政務活動費について、今後どのようにしていくかというモニターからの御指摘がありますので、これについて今後の進め方を皆さんと議論していきたいと思っております。

高松秀樹委員　まず、ここに書かれている議員報酬と政務活動費についての質問というのは、どういう内容の質問だったですかね。

中村議会事務局議事係長　読み上げます。議員報酬と政務活動費について。①まず、この2つが同じ土俵で議論されることに違和感を覚えました。議員報酬は議員の地位を保障する1つのアイテムで、分かりやすく言えば「議員の生活」に関係することで、政務活動費は「議員の政治活動」に関係すること。この2つが一緒に議論されることが私には理解できません。②議員報酬については、議員が自分の給料のこととして言いにくいのは理解しています。市議会議員の皆さんは選挙によって市民の負託を受けて4年間の活動が保障される立場を勝ち取られたわけですが、別の見方をすれば4年後に継続できるかは選挙という洗礼を受けなければならないという非常に不安定な立場です。議会で市長や部長と対等にやり合う重責を担う立場の議員の皆さんにはその方たちと同等の保障があって当然ではないでしょうか。民主主義のコストとして、私は部長級の報酬が保障されるべきだと考えます。もちろん「このまちの未来を担う覚悟のある議員」であることが前提です。③政務活動費については、各々議員が政治活動（後援会ではなく市の発展に係る活動の意味で）をする中で費用が足りているのか？自腹でやっているのでは？と感じています。民間事業所でも役所でもそうだと思いますが自分の部署の予算取りを積極的に行うことをためらう人はいないのではないのでしょうか。議会の皆さんに十分な政務活動費があればもっともっと良い議会、良いまちになるのでしたら何の遠慮が必要でしょう。議会主導で議会決議してはどうでしょうか。「このまちの未来を担う覚悟ある議員」皆さんによって、1議員当たり取りあえず60万円／年くらい議会で条例化しましょう。④この案件につきましては、次期議会の委員会に申し送りとなりましたが、秋の選挙によって当選する新人議員や、新たな議長も誰になるかわからない状況でこの特別委員会の設置を確約できるんですか？その時々議員個々の政治的スタンスがあるのではないのでしょうか。委員の任期内にできることを考えられなかったのかなと思います。後々に「申し送

る予定だった」とならないことを願っています。という御意見でした。

大井淳一郎委員長 はい、具体的な数字も出てきたところですが、議会のほうでもっと主導的に、この報酬や政務活動費について議論すべきではないかということなんですが、実際にどうですかね。政務活動費については増額と委員会ですべて言っています。

笹木慶之副委員長 聞きますと、ある意味そうなんかというふうなこともありましたが、現行の議会の議員の報酬の決定の方法というのが、法律上、特別職報酬等審議会によってなっています。それは、地方自治体の長が特別職報酬等審議会に諮問して答申を頂いてというルール、それをもって首長が議案として提出して決定するということですね。なぜかというところ、自分たちが、権限を持っている者が決定するとお手盛りになるということがあられるようです。だから、今の制度自体がそういう形で我々の給与を我々が決めるという形になっていないということは、現実問題として認識しなくてはならんのかなと思います。ただ、政務活動費についてはちょっと微妙なところがありますからこれまでは言いませんが、報酬についてはそういうルールになっていると認識しておりますけど。だから、現行の額はどうかこうであるかということについては、それはそれで思いがあるかもしれませんが、やはりそれを基にして、議会のほうも先ほどありましたが、報酬等審議会に赴いて現行の内容を説明しておるといった状況もありますから、やはり我々とすれば報酬審の答申を受けて、その後の手続に委ねざるを得ないのかなと思います。

大井淳一郎委員長 報酬と政務活動費を少し分けて考えましょうか。報酬については報酬審があって、先ほども言いましたように前々回のように議会側の説明をさせていただきましたが、当時は特に変わらなかったです。ただ、附帯意見ということで政務活動費については検討されたいということがありました。前回では、カット率が少し緩和されたという結果だったと思います。ただ、それと併せて、ちょっと不正確だったら申し訳

ないんですが、報酬については、今減額している額、これが本来の額ではないかというような指摘もあります。だから、37万円ではなくてその10%カットした額が本来の額ではないか、そういったことを検討されたいということが、実は報酬審では出ております。ですので、それについて最終的に決めるのは議会側ですけれども、そういった指摘もあるということがあります。この報酬について、今後報酬審に委ねるのか、あるいは議会独自で附属機関等を設けていくのか。これについて皆さん、なかなか今日結論というのは出しにくいかもしれませんが。

高松秀樹委員 この報酬について、手続論を言いますと議会側の条例改正は可能です。それは議会基本条例にも明記しております。その際に、幾らにするのかという議論が必要ですので、そこで議会がその議論をしてしまうと副委員長の言われるようにお手盛りになってしまうということで、条例上に附属機関の設置をうたっています。附属機関を設置して、その中で議論をするということになるんですが、先ほどの江藤先生が言われるとおりの問題が恐らく生じてきます。そして、附属機関で違う、要は報酬審と恐らく結論が出ますよね。その場合に議会が耐えられるのかという非常に現実的な問題も出てきますので、なかなか今の段階ではこれは難しいと。もう一つは、直接的に条例改正に踏み込むのではなくて、議会側として要望を出していくと。要望を出す際も附属機関かそれなりの機関、特別委員会か何かを設置して執行部サイドに要望を出していくという方法ももちろんあります。基本的にはこの二つの方法以外は、もう報酬審にお任せをするという形になろうかと思いますが、質問された人の趣旨は、恐らくは自分たちの報酬のことじゃないかと。報酬は、いわゆる生活給だというふうな側面もあるので、そこも踏まえてきちんと議論をすべきでないのかというお話だろうかと思いますが、そこは私たちも慎重に考えていく必要があると思います。

大井淳一郎委員長 高松委員の言われるように、特別委員会を設置して行政側に何らかの要望する、あるいは附属機関の設置も条例を改正してやると

ということなのですが、ほかの委員の皆さん、今後どう進めていくか、あるいは報酬審に委ねるほうがいいのではないかということもあるんですが。実際、やるかどうかについて、今後議論するということによろしいですか、特別委員会の設置、附属機関の可能性です。実は、長門市議会が、議会の在り方というか報酬とか政務活動費が入っていたかどうかはありますが、今議論していますので、そういったことも聞きながらこの報酬についてどう考えていくか議論していくということで結論付けたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、政務活動費です。分けて考えてほしいと指摘があったので分けますけれども、政務活動費についてはあり方特別委員会のほうでは増額の方でまともまっておりますけれども、例えば6,000円を1万円にしましょうという短絡的なことではないと思うので、政務活動費については。これも附属機関を置くのかな。

高松秀樹委員 政務活動費も条例事項ですので、条例改正ということになってこようかと思います。条例改正を議会側が提案するにしても、それなりの一定の議論が必要になってきます。議員報酬と同様に、又はいわゆる全般的な議会改革も含めて、この議運で取り上げることはなかなか難しいということを考えれば、例えば議会改革の特別委員会なりを設置して、こういうことを全てその中でトータル的に考えていくというやり方が一番いいのかなと思います。その際重要なのは、事務局からあったように、議員報酬と政務活動費をしっかりと区別しながら議論していくと。過去の議会では、政務活動費一当時は政務調査費だったんですけど、第二の報酬だと世論で出て、二重取りじゃないかということでもなかなか議論が進まなかった過去がありますが、そこをはっきりしながら議会として議論を進めていくために委員会が必要じゃないかなという気がしております。

大井淳一郎委員長 報酬と政務活動費は分けて考えるべきですけども、別々のテーマとして議論する場を作るべきではないかという意見でしたが、

今日、特別委員会を立ち上げましょう、附属機関を立ち上げましょうという方向ではないんですけれども、そういった議論をする場を作ってはどうかということなんですか、皆さん、今日決めるわけじゃないんですが、そういった議論をしていく場を作っていくということについて、皆さんいかがですか。

笹木慶之副委員長 先ほどお話ししましたように、報酬とは違うとは言いながらも、やはり報酬を補完する内容も一部持っていますので、したがって先ほどありましたように内部で協議することは大いに結構なんです、やはり最終的には附属機関、いわゆる第三者機関に委ねていくという形でないと、やはりお手盛りという評価に終わってしまうんじゃないかなと思います。以前にそういう発言があったということなんです、その発言は今も変わっていないと思うんです。やり方によれば必ずそういう形になってくると。正確な政務活動費の意味合いをきちっと理解した上で、他市の状況も勘案した上で適切な額、妥当な額を求めていく。その決定を、条例ですから議会での決定ということになりますので、我々が決定権を持っているということからすると、やはり第三者機関にしっかり委ねて議論して高めていった中で提案するということが望ましいんじゃないかなと思います。

大井淳一郎委員長 議会側で特別委員会を設ける、あるいは第三者機関を設けるとい、方向性は様々でしょうけれども、この報酬と政務活動費について議論するということを、どのステージでやるかは今日決定しませんけれども、そういったことを議論していくということによろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そのような回答をさせていただこうと思います。これについて、ちょっとさっき出しました長門市の事例、フェイスブック等では知っているんですが、具体的にどのような議論されているかも調べて、皆さんに報告したいと思います。それでは3番目。読み上げます。昨年意見として出た、全員協議会については「全員協議会の運営については、今後、議会運営委員会で検討してまいります」との回答だっ

たがその後どのような議論でどうなったのか具体的な説明を求める、ということがありました。全協の位置付けについては、既に会議規則等でされているところですが、まず全協の位置付けについて確認したいと思います。

中村議会事務局議事係長 会議規則第166条を読み上げます。法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。別表に、名称として全員協議会を載せておきまして、その目的のところに議案の審査、市政に関する重要事項又は議会の運営に関し協議又は調整を行うこと、ということで、構成員は全議員、招集権者は議長ということで全員協議会の位置付けを行っております。

大井淳一郎委員長 地方自治法の協議等の場、法的な位置付けをすべきではないかということは改選前から言われておきまして、改選直前に全協の位置付けについて整理をしたところです。先ほどあったように、会議規則第166条がありまして、それを受けての別表ということで全員協議会は議案の審査、市政に関する重要事項又は議会の運営に関し協議又は調整を行うことを目的として位置付けがされているところです。ただ、そのときの議論といたしましては、どういったものが全協のメニューに当たるのかということを考えていかななくてはいけないということを行いました。現在では市政に関する重要な事項ということで、昨日もエアコンの設置についてありました。これは市長のほうから投げ掛けを受けて、議長が招集しております。議運ではなくて議長のほうが招集権者ですので、市政に関する重要事項に当たるかどうかの判断というのは、恐らく議長の判断に委ねられると思いますが、それに対して全協を開くよう要請することは、議運はもちろん個々の議員ができるか必ずしも分かりませんが、一応手続上はできると考えております。全協は既に法的な位置付けがされており公開の場でされているということと、運営については基本的には招集権者である議長が運営も含めてされていくものと思って

います。これについて、皆さん特に補足することとかないですか。（「はい」と呼ぶ者あり）全協の今の位置付け、そしてメニュー、今後の全協の運営というのは議長のほうでされていくということで。ただ、議長が独断でやるのではなくて、その都度議員とか議運の意見を聞きながら議長のほうで判断されるものだとということで理解したいと思います。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）3番はそのようにさせていただきます。4番。読み上げます。昨年意見として出た、熊本市の「公務における子育て支援策」について「議会運営委員会において、今後検討してまいります」とのことだったが、どうなっているのか具体的な状況についての説明を求める、ということです。これは、赤ちゃんを議場に連れてきた件ですね。これについてはいろいろ賛否もあって。検討してまいりますということですが、その後検討はしてないです。ただ、そう回答できないので、公務における子育て支援策について。結論が出ないので、検討してまいりますと言って、私たちも執行部のことを言えないということもありますが、引き続きということになりますね。これ前からあったんですが傍聴規則で幼児は入れないっていうふうになっております。その改正ですね。それとよく言われる傍聴人の名簿を書く。うちはこれを投票箱みたいなものに入れるんですが、その名簿の閲覧の問題もありましたので、下松市とかはその辺りを改正されておりますので、傍聴規則の改正も含めて考えていきたいと思っています。つまり、傍聴人のほうが言いたいところなんです、これ実は公務におけるだから議員ですね。傍聴規則の改正はもちろんやるんですけども、それとは別に公務における子育て支援策ということですが、もし議員が産休を取るとか、その辺の整備がされていたと思うんですが、その現状を。育児休暇に関する何かちょっとなかったかな。

石田議会事務局次長 便覧の50ページの議会会議規則です。第2条欠席の届出がありますが、その第2項に「議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる」ということで、出産のための欠席を認める規定はあります。

大井淳一郎委員長 今のところは、会議規則上では次長が言われたような出席のため出席できないときは、あらかじめ議長に欠席届を提出することができますとなっています。育児休暇についてはまだなかったということです。それも含めて、公務における子育て支援策について、これから検討していくということで回答したいと思います。次、5番です。読み上げます。ご承知のように、日本の法律においては「罪刑法定主義」が原則です。何の罪が適応されるのかが明確に示され、それに基づいて刑が決定されるということですが、当山陽小野田市議会においてはこの罪刑法定主義の基本スタンスで運営されないのでしょうか。もし、そうだとすると民主主義を脅かす「魔女狩り」のような事態も想定され看過できません。代表事例として、政治倫理審査会で杉本議員が条例違反と認定されたが、第何条何項何号に違反と認定されたのか。議長からの口頭注意、本会議場における本人の謝罪となったが「罪刑法定主義」の原則からその根拠が示されていないことは大きな疑問である。議会としてのスタンス及び杉本議員の政治倫理条例違反の適用条項を明確に示されたい、ということ。5番、6番、7番も関連していますので読み上げます。政治倫理審査会で杉本議員が条例違反と認定されたが、第何条何項に違反と認定されたのか。杉本議員は本会議場で「新たな決意」を述べたが、謝罪がなかった。山陽小野田市議会としてこれでよいと考えるのか。7番、倫理条例違反の罰則規定についての規定がない。人によってその内容が異なることは「法の下での平等」の原則に反することになる。公平な議会運営のために、懲罰規定を整備する必要があると考えるがいかがか、となっております。これにつきましては、政治倫理審査会のほうで意見が付されて、その中でも書かれてあったので、第何条何項というのは恐らく、ないかね。（「答申にはなかった」と呼ぶ者あり）答申にはなかった。その状況は分かりますか。

石田議会事務局次長 このたびの案件は、政治倫理条例の第3条第1号、読み上げますと、市民全体の代表者としての品位と名誉を保持し、その職務

に関して疑惑をもたれる行為をしないこと、という規定に抵触したということですが。

大井淳一郎委員長 一応、第何条何項というのはそこなんです。ただ、これを出された方の意図は、それに反したとして具体的な措置については書いていない。懲罰って書いていますが、条例で懲罰規定というのはできるんですか。事務局いかがですか。懲罰規定を設けるべきではないかという。これ、懲罰なのかということです。条例に罰則を設けるには、判例でも、具体的な法律の委任がないといけないということなんです。懲罰規定ではないと思うんですが、そこだけは確認したいと思います。

石田議会事務局次長 委員長が言われましたように、懲罰というものではないと考えております。

大井淳一郎委員長 本会議場の謝罪あるいは辞職勧告等を含めて、これは懲罰ではないし罰則ではないです。恐らくそうだと思います。ですので、罪刑法定主義と書いていますけれども、刑罰の罰則でもないんで、この罪刑法定主義って書かれるとちょっと僕も首をかしげるところもあります。それはさておいて、とはいえ、これを書かれた人の意図は条例何条何項に違反したとして、その具体的にどうするかというそこに不備があるじゃないかということです。それはそのとおりだと思っております。審査会の当時の答申は、それについてどのような答申だったのでしょうか。それについて確認したいと思います。

石田議会事務局次長 審査会の附帯意見として記載されているものを読み上げます。現在の本市議会議員政治倫理条例には、政治倫理基準に違反する行為が存在するという結果となった場合における議員又は議会として講じる具体的な措置が規定されていない。今後、条例違反の疑いのある事案に対して、公平かつ適正な運用を図るためには、当該条例に具体的な措置を定めておくことが必要と考える、という附帯意見が付いています。

大井淳一郎委員長 その附帯意見もそうだしモニターが言われることは正にそのところだと思っております。その具体的な措置について、条例に不備があるじゃないかということで、これについて不備を是正するために倫理条例の改正に向けて動かなくてはいけないと思っております。これについては他市の実情を見ながら、下関辺りが具体的な措置が書いてありますので、これについては12月定例会に向けて条例の改正案を提出したいと思っております。皆さんそれでよろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)具体的な措置をそこで定めていきたいと思っております。6番です。杉本議員は本会議場で「新たな決意」を述べたが、謝罪がなかった。市議会としてこれでよいと考えるのかということなんですが、これについて皆さんどう思われますか。難しいですよ。当時、謝罪じゃないんじゃないかと指摘はありましたけれども、これをどうするかというのは、議会運営委員会として取り上げるべき内容ですかね。暫時休憩します。午前11時5分再開予定です。

午前10時54分 休憩

午前11時16分 再開

大井淳一郎委員長 議会運営委員会を再開いたします。実は、ネット中継のほうで、本日調子がどうも良くないようでして、中継のほうがちよっと難しいようです。これにつきましては、記録等を事後的に残しましてそのような形で対応していきたいと思っております。よろしく申し上げます。それでは先ほどの、モニターさんから出ていた6番、杉本議員は本会議場で新たな決意を述べたが謝罪がなかった。山陽小野田市議会としてこれでよいと考えるのかということについての回答を書かなくてはいけないので、これについて。

高松秀樹委員 まず、ここに書いてある謝罪がなかったということは、本会議

場での発言を聞いて、そうであったかなという気がしています。しかしながら、これは倫理審査会の結果を受けて、6月議会で杉本議員が本会議場で発言をしたということだと思います。その発言については、会期独立の原則がありますので、今の時点で発言をやり直すことはできないと思うのが1点。もう一つは、私も本会議場で聞いておったんですが、杉本議員本人は、最後に「どうも」という言葉で終わりました。非常に違和感があって、恐らく「どうも誠に申し訳ありませんでした」という言葉を続けたかったんだと思ったんですが、頭の中が真っ白になったのか言葉に詰まったか分かりませんが、それ以上の言葉は出ませんでした。そのときに思ったのが、謝罪の意思があったと僕は理解しましたが、言葉が続かなかったと。この2点、会期独立の原則と謝罪意思があるということを考えて、これ以上この件については本議会として対応する必要はないと思います。

大井淳一郎委員長 高松委員から意見がありましたが、皆さんいかがですか。

笹木慶之副委員長 今の点にもう一つ付け加えたいんですが、今後、あってもいけませんけれども、ルールとしてやはり作っておくべきではないかなというのは、謝罪文の朗読という形で、もちろん中身は内容によって若干変わってきますが、いわゆる書き出しと終わりの部分等については、一定の形の中で、はっきり表現できるような形を規定化しておくべきではないかなと思います。その辺り、決議よろしくお願いします。

大井淳一郎委員長 高松委員からありました、杉本議員は謝罪、具体的に記録を見ても、皆様、どうも、一礼で終わっていますので、謝罪が、済みませんでしたという言葉はなかったです。ただ、前段で議員として慎重さに欠けていたということをも省しているという表現もあるように、謝罪の意思はあったのではないかと、それから会議独立の原則により、この発言について訂正等はできないんじゃないかということですが、これについては皆さんそのような対応、これについてはこれ以上は言えないとい

うことでよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）そのような回答をしたいと思います。今後の措置につきましては、先ほど副委員長からありましたように、今後このようなことがないような形での措置ですね、ある程度文章を読ませるとかそういった形の措置を、先ほど、この方から意見があるように、具体的な措置を設けるべきではないかということもありますので、12月定例会に向けて倫理条例の改正をする際に、先ほど副委員長が言われたことも含めて盛り込みたいと思っております。それでは付議事項1点目については以上といたします。それでは付議事項2点目です。議運決定事項の報告方法についてということで、資料3。資料3というのは、実はこれは前回の議会運営委員会の中で、この議運決定事項の報告について県内の状況について事務局に調べてと伝え、調べてもらったものの結果です。これが恐らく、回答がないのはないので一応全部出ております。これについて、まず資料の説明ということで、係長のほうから説明を求めたいと思います。

中村議会事務局議事係長 今委員長が申されましたとおり、資料3に県内各12市と本市の現在の状況について回答を頂いたものを載せております。ちょっと全部読むと時間が掛かりますので、後でお読みいただく時間を設けたほうがよろしいかなと思うので、ざっと申します。一番初めの議会運営委員会での決定事項の報告状況というところで、当てはまる事項ということで、本会議で行っている、二つ目に本会議とは別の会議で行っている、三つ目が会議ではなく書面など別の方法で行っている、四つ目に特に報告していないという四つの選択肢を設けまして、複数選択可ということで照会を掛けさせていただきました。その中で、本会議で行っているという市はありませんでした。2番目の本会議とは別の会議で行っているというところが本市を含めて4市、萩市、長門市、美祢市、本市議会の4市となっております。ちなみに長門市については、次の3の書面など別の方法のところにも御回答がありました。三つ目の会議ではなく書面など別の方法で行っているというところが、下関市、宇部市、防府市、長門市、柳井市、周南市の6市でした。特に報告をしていない

というところが、山口市、岩国市、光市の3市でした。2番目の本会議とは別の会議で行っているというところについては、それぞれ萩市が全員協議会で行っている、理由は書いてあるとおりですがちょっと省略いたします。それから長門市も全員協議会ということでお答えを頂いています。それと美祢市もちょっと名称が違いますが議員全員協議会で、理由はそれぞれ皆さん同じような理由を書いておられました。三つ目の会議ではなく書面など別の方法で行っているというところが結構あり、6市ということでした。下関市はタブレット端末でファイルをアップロードしている、宇部市は、ほかの市は結構多いんですけど会派で出しているので会派で責任を持って通知、周知をしていただいているというところが多うございました。その中でも、備考の欄に書いてある市がありまして、柳井市についてはすごく細かい書類を一枚いただきました。1番、FAXによる連絡についてということで、このようなやり取りで連絡をしている。会派による周知もこのようなやり取りでしている。会期中の追加議案については特に手段は使っていないと。重要な決定事項については全協を開催し、周知をしている等詳しく述べていただいております。県内の状況を見ると本会議では行っていないが、別の会議あるいは書面等で行っているとか、報告してないという市が多いのかなという照会事項の結果になっているかと思います。あとは別表を詳しく御覧いただいて、皆さんで御検討いただけたらと思います。

大井淳一郎委員長 事務局のほうから、他市の状況について調べていただいた結果を述べていただきました。本会議場で行っているところはないということで、それとは別の会議で行っているというのが幾つかあり、特に報告していないという形であるけれども、議運は会派から成り立っているんでその会派を通じて連絡等をしているという形が大体ほとんどだろうと思います。この議会運営委員会における決定事項の報告についての取扱いについてですが・・・（「もともとは山田議員のほうから」と呼ぶ者あり）このことは、もともとは山田議員のほうから議員連絡会の中で、この場でやるのはどうかということがありました。山田議員がちょ

うど傍聴されていますので、山田議員を委員外議員として認めたいと思いますが、皆さんよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）山田議員の、委員外議員としての発言を求めるために、委員外議員としての出席を許可したいと思います。

（山田伸幸委員外議員着席）

山田伸幸委員外議員 このような発言の機会をいただきましてありがとうございます。やはり議会運営委員会というのは、本市の市議会においても重要な正規の委員会です。その正規の委員会で決まったことを非正規の会議で報告するというのはいかがなものかというふうに以前から思っておりましたし、かつては条例規定にされていなかった全員協議会という場でそういう機会を持っておりましたが、既に全員協議会については法定の会議になっておりますので、そちらのほうで報告をされるのが本筋ではないかなというふうに思います。以上です。

大井淳一郎委員長 山田議員から今発言がありました。山田議員に対して、不明な点とかあれば。

高松秀樹委員 今の話によると、議運の決定事項を全員協議会で報告してほしいということになるんですか。

山田伸幸委員外議員 かつて、合併前の山陽町においては本会議で議運の委員長が会期について報告し、質疑なども行われていたと聞いております。私としては、最低限、正規の会議の場で報告をすべきだというふうに思いますので、現在、正規の場として全員協議会がありますので、そちらのほうで報告をされるべきだと思います。

高松秀樹委員 私は今日まで、この議運決定事項、つまり議運の委員長報告を通常の委員長報告同様に本会議場ですべきだという意見かと思っていた

んですが、そうでなくていわゆる協議の場の全協で報告すればいいということになりますか。

山田伸幸委員外議員 理想は本会議場で本会議の場で、最初の、議長から会期の決定についてということで提案がありますので、本来であるならばそこで議運の委員長から報告されるのが筋だというふうに思っておりますが、先ほど県内の状況を見ますとそこまでやっておりません。これについては、先進的な取組になりますので、全体の協議がまだ整ってありませんが、全協であれば現在も通常のように行われておりますので、まずそこから入るべきではないかなというふうに思っております。

大井淳一郎委員長 本会議場ということで、旧山陽町が本会議、つまり最終的な議運決定では主に会期日程を決めて、その会期日程を議長が諮って、オーケーとなれば本会議に入るのです。ただ、本会議場ではやるけれども本会議とは多分切り離しているとは思うんですよね、旧山陽町の会議録が分からないですけれども。ただ、山田議員が言われるように他市の状況等を踏まえて考えるならば、理想は本会議場だけでも全員協議会でやってもらうべきではないかということです。他市の状況については今日出ましたし、山田議員の意見も正式な場でこうやってお伺いしましたんで、今日決定とかではなくて会派に持ち帰っていただいてその方向でできないかどうかを議論していただければと思うんですが、いかがでしょうか。

笹木慶之副委員長 旧山陽町の話が出てきましたから、私も長い間関わってましたので言いますが、本会議の場での発言ではなかったというふうに認識しています。会場はそうですけど本会議に入ってからではありません。ですからその前に議運の決定事項ということで、その場所では行っておりましたが、そういうふうに認識しています。

大井淳一郎委員長 議長が会期を諮ってオーケーになったら始めるものですか

ら、恐らく今言われるような形であると思います。当時は、山陽町は当然ネット中継とかもなかったと思うので。今、旧山陽町の状況をお伺いしたということで、ありがとうございます。

高松秀樹委員 会派に持って帰って話せということですので話しますけれど、この資料3を見ると、例えば一番最初に、議会運営委員会での決定事項の報告状況がずっとありますよね。報告していないとか何とかあるんですけど、この資料を見る前に、県内各市において議運が公開であるのか非公開であるのか。そして全員協議会が協議の場の位置付けをしているかしていないのかで、恐らく全然違ってくると思うんです。単純に表だけ見てしまうとみんなしていないよねって話になるんですけど、その前提条件がやっぱり必要なんで、議運で話されるときはその前提条件を議会事務局に聞いて、こういう状況の中でやっているということをするべきだと思います。なぜかというと、議運を公開しているのはごくまれだと思っています。ほかはどこがしているかちょっと分かりませんが、山田議員の理論は議運が公開しているんだからということも恐らくあると思います。だから公開の場でやるべきだということがあるので、そういうことも踏まえて会派の中で協議をしていただきたいと思います。

中村議会事務局長 議運を公開しているかどうかについては、ちょっと私も承知していませんが、これは調べてみます。全員協議会については、13市全て正式な協議の場として決定されています。うちが13市で最後でしたので。

大井淳一郎委員長 ちなみに、議運をネット中継しているのは下関市です。あとはちょっと記憶はないです。ただ、ネット中継していないけれど公開でやっている、傍聴者を入れてやっているというのはあるかもしれないんで、その辺は事務局に調べてもらって、その上で高松委員の言われることを会派に持ち帰って、最終的に結論を出したいと思います。付議事

項 2 点目は以上とします。山田議員、お疲れ様でした。

(山田伸幸委員外議員退席)

大井淳一郎委員長 その他ですが、これについてですが、何点か確認したいことがあります。まず新政会から出されておりました一問一答方式ということです。下関に行きたかったんですが、会期中は難しいということで、これも I C T のこともありますので、これはまた日を改めて行きたいんですが、ただ、一問一答方式、1 2 月から完全一問一答方式にするのかあるいは今までどおり行くのか、それとも選択式ができないかといういろいろ意見があると思います。その辺の詰めをできると思うんです。下関の状況は皆さん見ていただいた上で。ですので、一問一答方式を 1 2 月の一般質問から、方式をどうするかについて次の議運で決定できればしたいと思っております。

中村議会事務局長 一問一答方式を 1 2 月議会からということになりますと、やっぱり執行部との調整が必要になりますので、直前に決めていただくというわけにはいかず、やっぱりある程度時間を持っていただきたいというふうには思います。

大井淳一郎委員長 その辺の日程のこともありますので、急にやるとあれなんです。このモニターからの意見のこともありますので、そこはまた議会運営委員会を開いて、その場で話していきたいと思っております。先ほどの議運決定事項のこともありますので。次ですが、市議会の議員研修です。これを今年度はまだしておりません。議員研修のテーマなんですけれども、是非何らかの研修をしたいと考えておりますが、実は広報特別委員会から議会広報紙の在り方について、クリニック等を担当されている方がいらっしゃると。その方をお呼びしてはどうかということが、実は広報特別委員会の中で出ました。確かに議会広報紙は広報特別委員会が担当ではあるんですけども、ただ、この委員が未来永劫をそのままのメ

ンバーではありませんし、議会全体でこの議会広報紙の在り方について考える場が必要ではないかということがあります。そうしたこともテーマの一つとして挙げてほしいという広報特別委員会からの話がありましたので、議員研修会を行う上でこれもテーマの一つとして挙げたいと思っておりますが、皆さんの考えを。あと考えられるのは、今日、モニターから意見が出ました一般質問の質問力研修を改選後もやるのかということも含めて、両方はできませんのでどちらかあるいはそのほかのテーマをやるということで、議員の研修会を行っていきたいと考えておりますが、何らかの研修を行うということによろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）いつやるかはまだ今日決めるわけではありませんが、研修の実施に向けて動きたいと思えます。3番目のその他について、皆さんのほうで何か確認したいこととかありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、以上をもちまして、第23回議会運営委員会を閉じます。お疲れ様でした。

午前11時36分 散会

平成30年（2018年）10月17日

議会運営委員長 大井 淳一郎